

東京都景観計画の変更(素案)

【変更部分】

—文化財庭園等景観形成特別地区の追加指定(小石川植物園)—

(注1) 本案は、東京都景観計画（平成23年4月改定）に基づく取組をさらに充実させるため、「文化財庭園等景観形成特別地区の追加指定(小石川植物園)」について、現行の景観計画に追加するものです。「東京都景観計画」本文に準じて、仕上がりイメージで作成しています。

(注2) 追加変更箇所を赤字で示しています。

東京都景観計画（素案）—目次（抄）—

	ページ
第2章 景観法の活用による新しい取組	
第1 届出制度による景観形成	
2 景観形成特別地区	
(1) 文化財庭園等景観形成特別地区	※関連部分の追加 86
第3章 都市づくりと連携した景観施策の展開	
第1 都市開発諸制度などの活用	
2 大規模建築物等景観形成指針	
(2) 文化財庭園等の眺望の保全に関する景観誘導	※関連部分の追加 147

(1) 文化財庭園等景観形成特別地区

東京には、江戸時代に築造された大名庭園や、その跡地を活用して近代に造営された文化財庭園や大規模な緑地がある。これらの施設は、都市の中で数少ない開放感と安らぎを得られる空間を提供し、主に回遊しながら眺望を楽しむことのできる魅力ある歴史的な景観資源となっている。

現在、都内において、国や都が文化財保護法などにより、特別名勝や重要文化財などに指定し、国民公園や都立庭園などとして管理し、開放している、下記の庭園がある。いずれも、優れた庭園風景を都民や国内外の観光客に提供しており、今後、これらを順次、景観重要公共施設^{※1}に指定し、庭園の魅力を更に向上させていくとともに、庭園内部とその背景を含めた眺望を保全し、歴史的、文化的な景観を次代へと伝えていく必要がある。

図表 2-21 対象とする文化財庭園等

名称	所在地	備考
浜離宮恩賜庭園	中央区	国指定 特別名勝、特別史跡
旧芝離宮恩賜庭園	港区	国指定 名勝
新宿御苑	新宿区、渋谷区	国民公園
小石川後楽園	文京区	国指定 特別史跡、特別名勝
六義園	文京区	国指定 特別名勝
小石川植物園	文京区	国指定 名勝、史跡
旧岩崎邸庭園	台東区	重要文化財
向島百花園	墨田区	国指定 名勝、史跡
旧安田庭園 ^{※2}	墨田区	都指定 名勝
清澄庭園	江東区	都指定 名勝
旧古河庭園	北区	国指定 名勝
殿ヶ谷戸庭園	国分寺市	国指定 名勝

このため、これらの文化財庭園等の周辺を景観形成特別地区に指定し、庭園等の内部からの眺望を意識し、その周辺における建築物の外壁の色彩や隣棟間隔、屋外広告物の表示などについて、適切に規制・誘導を行っていく。

特に、次に掲げる文化財庭園等の周辺は、開発動向が活発であり、庭園内部からの眺望に対する配慮が必要な区域が複数の区に渡るなどから、先行的に景観形成特別地区に指定する。今後、他の文化財庭園等についても、周辺の土地利用の現況や今後の動向、区市における景観誘導施策の取組等を勘案しながら、順次地区指定を進める。

※1 景観重要公共施設：127ページ参照

※2 旧安田庭園は墨田区が管理する庭園であるが、東京都景観条例に基づく特に景観上重要な歴史的建造物等の指定をしている庭園であるため、対象に含めている。

① 周辺を景観形成特別地区として指定する庭園等^{※1}

- 浜離宮恩賜庭園
- 旧芝離宮恩賜庭園
- 清澄庭園
- 新宿御苑
- 小石川植物園
- 小石川後樂園
- 六義園
- 旧岩崎邸庭園
- 旧古河庭園

② 庭園等の特徴

1) 浜離宮恩賜庭園

国の特別名勝及び特別史跡。海水が入り出る潮入りの池をもつ、江戸時代の代表的な大名庭園。もとは、将軍家の鷹狩場であったが、幾多の変遷を経て、11代将軍家斉のときに、ほぼ現在の姿となった。

2) 旧芝離宮恩賜庭園

国の名勝。典型的な回遊式泉水庭園で、江戸初期に老中・大久保忠朝の邸地となり、大名庭園が作庭された。

3) 清澄庭園

都の名勝。泉水、築山、枯山水を主体にした明治を代表する回遊式泉水庭園。江戸の豪商、紀伊国屋文左衛門の屋敷跡と伝えられており、明治11年に岩崎彌太郎が邸地を買い取り、作庭工事を行った。

4) 新宿御苑

明治時代に皇室の庭園として築造された。フランス式整形庭園、イギリス風景式庭園、日本庭園が巧みに組み合わさっている。数少ないわが国の風景式庭園の名作。

昭和22年からは国民公園として位置付けられ、国の直接管理の下に、広く一般の利用に供されている。



浜離宮恩賜庭園



新宿御苑



清澄庭園

5) 小石川後樂園

国の特別名勝及び特別史跡。江戸初期に、水戸徳川家の中屋敷として造られ、二代藩主の光圀の代に完成した。光圀の儒学思想の下に、円月橋、西湖堤など中国の風物が取り入れられた回遊式泉水の大名庭園である。

※1小石川後樂園、六義園、旧岩崎邸庭園、旧古河庭園については、平成20年4月の東京都景観計画改定において、小石川植物園については、平成27年〇月の東京都景観計画改定において、追加指定したものである。

6) 六義園

国の特別名勝。川越藩主柳沢吉保が元禄 15 年に築庭し、明治時代に岩崎彌太郎の別邸となった。和歌の趣味を基調に作庭された、繊細で温かな風情のある回遊式泉水の大名庭園である。

7) 旧岩崎邸庭園

英国人ジョサイア・コンドル設計の洋館及び撞球室などが国の重要文化財。明治 29 年に三菱創設者・岩崎家の本邸として建てられた。

明るい芝庭を中心に、壮麗な洋館、書院造の和館が巧みなバランスで併置され、特徴ある景観を形成している。

8) 旧古河庭園

国の名勝。明治期に古河家の所有となり、大正期に現在の建造物などが建てられた。

英国人ジョサイア・コンドル設計の洋館及び洋風庭園と京都の庭師、植治こと小川治兵衛作庭の日本庭園が調和した大正初期の名園である。

9) 小石川植物園

国の名勝及び史跡。江戸幕府が設置した小石川御薬園を前身とし、享保 6 年に敷地が拡張され、明治 10 年に東京大学の植物園となった。御薬園や小石川養生所などの江戸時代の遺構や、各種の樹林、並木道、池泉庭園などの風致景観を形成している。



小石川後楽園



六義園

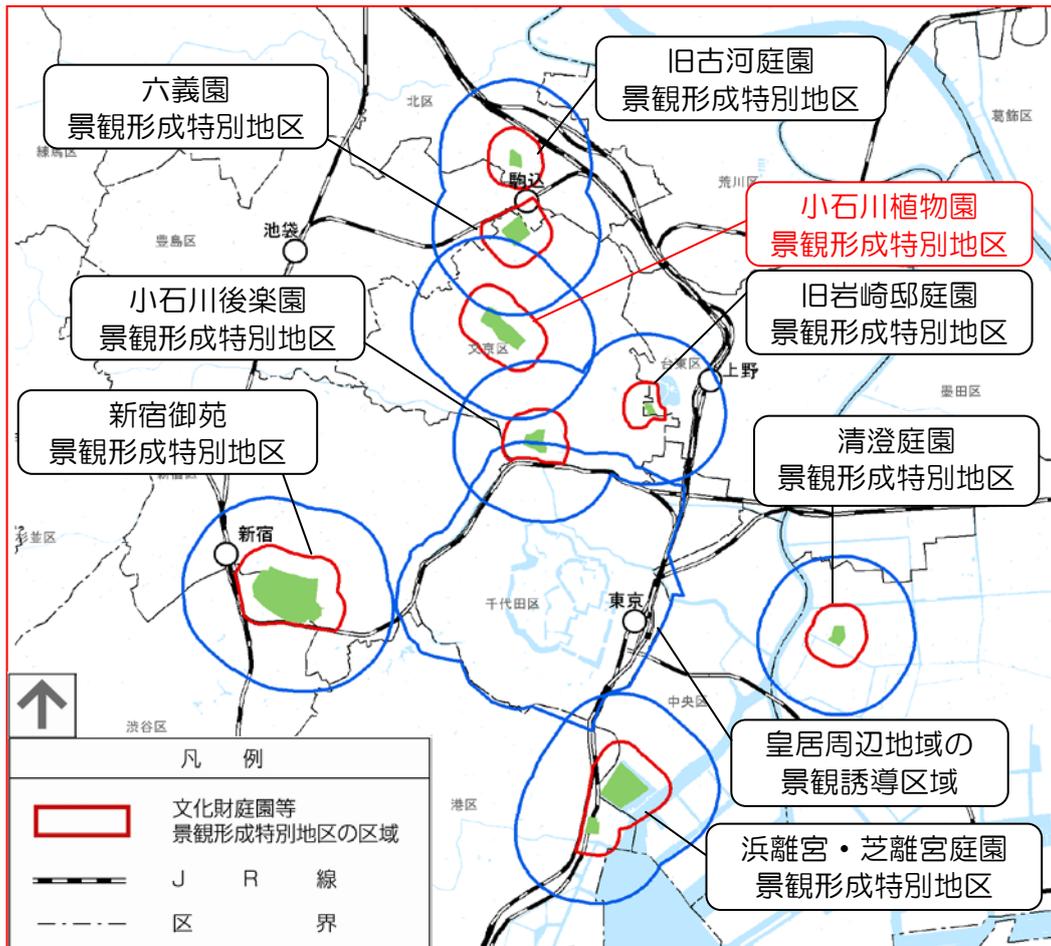


旧岩崎邸庭園

③ 対象区域

各庭園の外周線からおおむね 100m から 300m までの範囲とする。これは、建築物等のスカイラインや色彩、屋上広告物等が、庭園からの眺望の一部として認識される範囲である。(図表 2-22 の赤線の内側の区域とする。詳細な区域については、151 ページから 156 ページまでを参照のこと。)

図表 2-22 文化財庭園等景観形成特別地区等の位置



注) 青線の内側については、第3章第1-2-(2)の文化財庭園等の眺望の保全に関する景観誘導に関する区域及び同第1-2-(4)皇居周辺の風格ある景観誘導に関する区域である。

※ 本図は、おおむねの区域を示したものである。

④ 景観形成の目標

国際的な観光資源としてふさわしい、庭園からの眺望景観を保全し、歴史的・文化的景観を次世代に継承する。

⑤ 景観形成の方針 ^{※1}

1) 庭園内からの眺望を阻害しない周辺景観の誘導

庭園周辺に立地し、庭園の内部から見える建築物等を対象として、その配置や色彩などを適切に誘導し、庭園の持つ歴史的・文化的景観を保全・継承する。

2) 屋外広告物の規制による景観保全

庭園周辺において、庭園の内部から見える箇所に屋外広告物を表示することを規制し、庭園の持つ歴史的・文化的景観を保全・継承する。

(詳細については、「5 屋外広告物の表示等の制限」(120ページから125ページまで)を参照のこと。)

^{※1} 景観法第8条第2項第2号の景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針とする。

(2) 文化財庭園等の眺望の保全に関する景観誘導

① 目的

江戸時代を中心に造られた庭園は、我が国を代表する景観として保全され、今日に伝えられている。この指針は、これらの庭園内からの眺望が保全されるよう、当該庭園の周辺で計画される建築物等の色彩等を適切に誘導することを目的とする。

② 保全対象庭園

保全対象庭園は、文化財庭園等景観形成特別地区として指定された区域内の庭園と同様とし、次のとおりとする。

- ・ 浜離宮恩賜庭園
- ・ 小石川後樂園
- ・ 旧芝離宮恩賜庭園
- ・ 六義園
- ・ 清澄庭園
- ・ 旧岩崎邸庭園
- ・ 新宿御苑
- ・ 旧古河庭園
- ・ 小石川植物園

③ 眺望地点及び景観誘導区域

1) 眺望地点

各保全対象庭園に係る眺望地点は、庭園の作庭上、重要な視点場として設計された場所（図表 3-9、図表 3-10、**図表 3-11**）とする。

事業者は眺望地点から事業地を眺望したシミュレーション図を大規模建築物等の建築等に係る事前協議の際に作成し、庭園内からの見え方について検討し、提出するものとする。

2) 景観誘導区域

各保全対象庭園に係る景観誘導区域は、各保全対象庭園の外周線からおおむね 1 km までの範囲とする（図表 3-12、図表 3-13、図表 3-14、図表 3-15、図表 3-16、**図表 3-17**）。

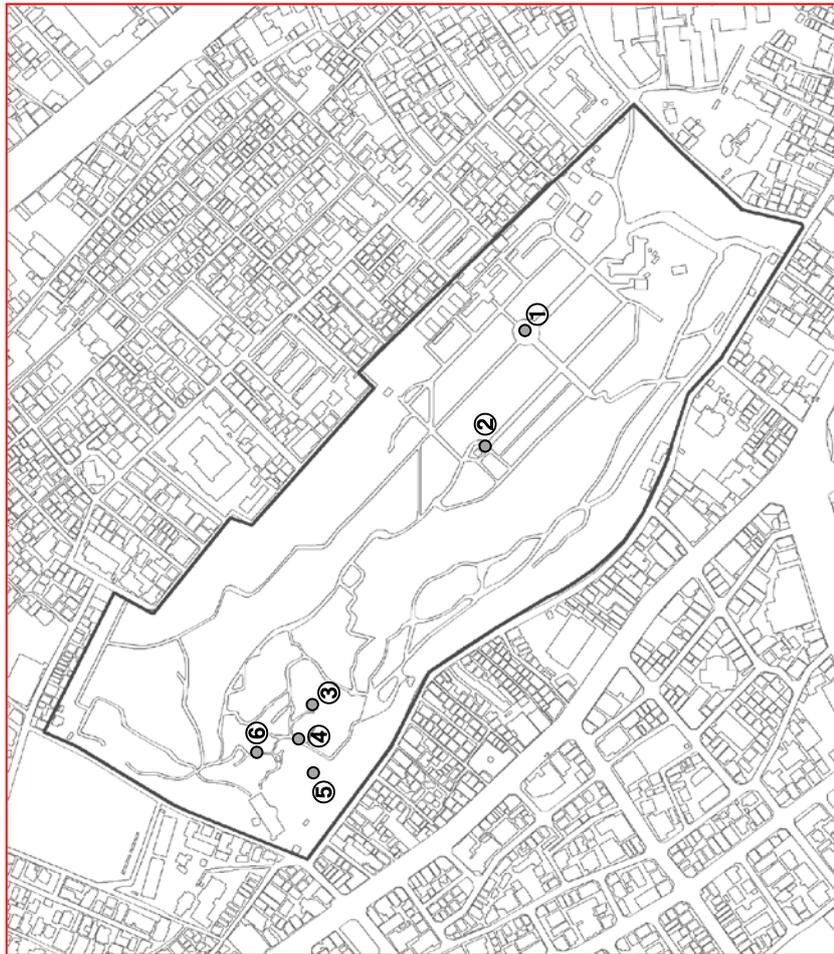
④ 大規模建築物等の建築等に係る景観形成基準

景観形成基準は図表 3-2 大規模建築物等の建築等に係る景観形成基準及び文化財庭園等景観形成特別地区の景観形成基準とする。

なお、壁面広告物は、文化財庭園等から見える範囲に表示してはならない。

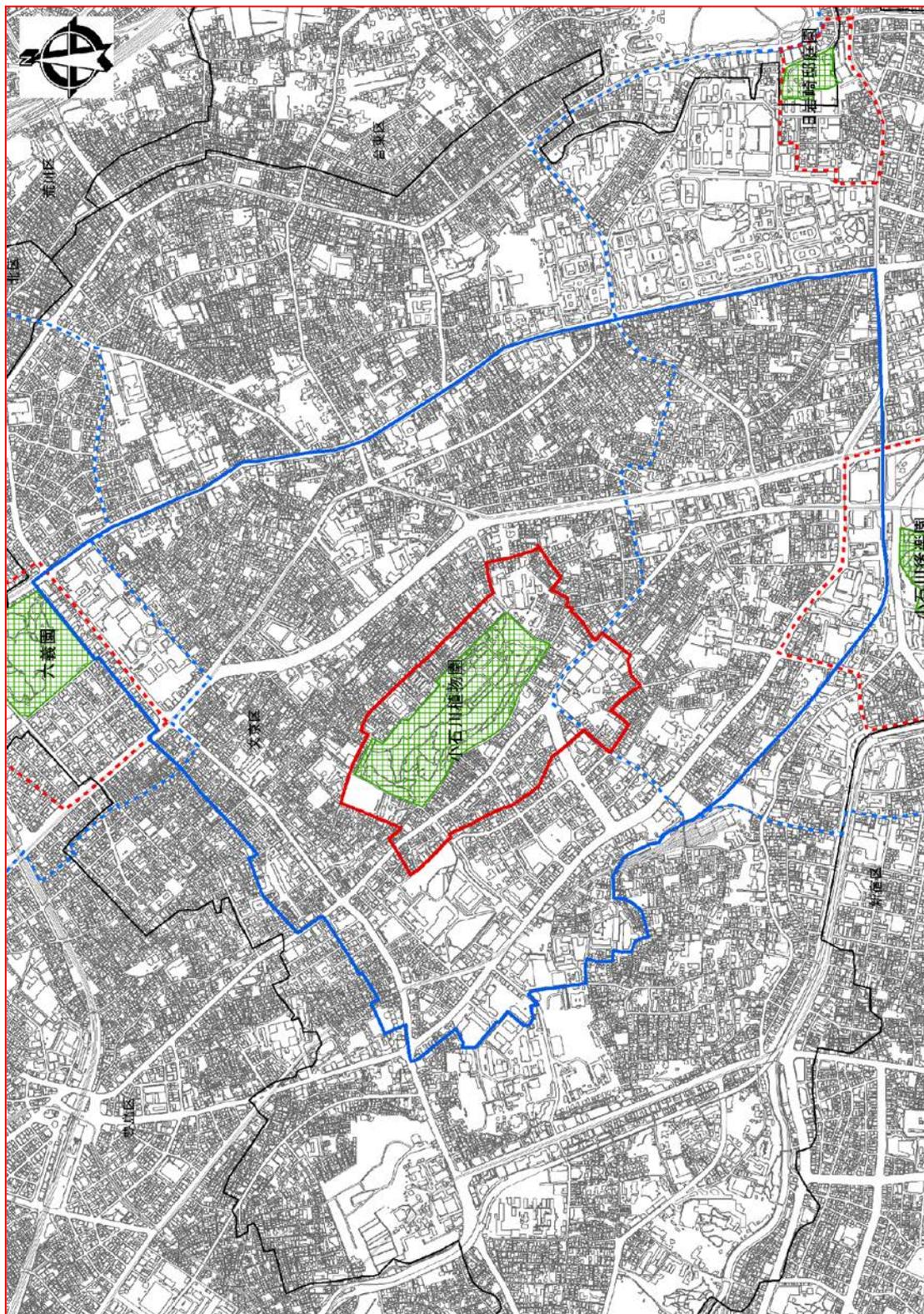
図表 3-11 眺望地点③

■小石川植物園



※ 本図は、おおむねの位置を示したものである。

図表 3-17 小石川植物園周辺の景観誘導区域



凡例 青線の内側：大規模建築物等の建築等に係る景観誘導区域

赤線の内側：小石川植物園景観形成特別地区

※点線は他の文化財庭園等景観形成特別地区による区域を表す

※ 本図は、おおむねの誘導区域を示したものである。